

学校生活を応援します

51 学校給食費の完全無償化

担当 学校教育課

地元の食材を取り入れたおいしい給食を無償で提供しています。



52 就学援助制度

担当 学校教育課

経済的な理由により就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対し、教育費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

対象 町内に住所を有し、小・中学校に就学するお子さんのいる世帯で、町の定める認定要件に該当する方で、援助を希望する保護者の方

- 援助内容
- ・学用品費
 - ・通学用品費
 - ・新入学用品費
 - ・校外活動費
 - ・児童・生徒会費
 - ・PTA会費
 - ・修学旅行費
 - ・卒業アルバム代
 - ・オンライン学習通信費

53 特別支援教育就学奨励制度

担当 学校教育課

特別支援学級に在籍するお子さんの保護者の方の負担軽減を図るため、教育費用の一部を所得に応じて支給する特別支援教育就学奨励制度を設けています。

対象 阿賀町の特別支援学級に在籍しているお子さん
(就学援助費を受給しているお子さんを除く)

- 援助内容
- ・学用品費
 - ・新入学用品費
 - ・校外活動費
 - ・修学旅行費
 - ・通学用品費
 - ・オンライン学習通信費

54 県立特別支援学校通学バス

担当 学校教育課

町外の特別支援学校へ通うための通学バスを運行しています。

利用は無料です。

小学部から高等部まで対象です。

- ・五泉特別支援学校、村松分校
- ・駒林特別支援学校

利用者負担なし!



55 就学金貸付制度 (高等学校・専修学校・大学等)

担当 学校教育課

向学心のある学生・生徒を応援するため、就学金貸付制度を設けています。

対象 町内に住所を有する方の子で、高等学校、専修学校、大学等に在学する方

- 貸付額
- ・高等学校：月15,000円まで
 - ・専修学校・大学等：月30,000円まで